

# 高浜原発再稼働認めず

4/15  
市旗

## 福井地裁が仮処分決定

### 新基準「合理性欠く」

関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）に対して福井地裁は14日、「運転してはならない」として再稼働を差し止める仮処分決定を下しました。日本共産党の小池晃政策委員長は、「画期的な決定」だとして、再稼働の断念を求める談話を発表しました。

↓関連④⑤⑥面



再稼働差し止めの仮処分決定を報告する井旗団（左）と、福井市



樋口英明裁判長は、原子力規制委員会が策定した原一緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない「合理性を欠く」と指摘しました。関電は保全異議の申し立てや本裁判で決定を覆すことができなければ、法律上は再稼働できなくなりま

した。仮処分を申し立てていた

### 再稼働を断念せよ

#### 小池政策委員長が談話

(記事2面)

のは、県内の3人と関西圏の6人の計9人で、いずれも原発から500m圏内の住民。うち4人は、住民側が昨年5月の一審（福井地裁）で勝利した大飯原発3、4号機再稼働差し止め訴訟の原告でもあります。決定では、原発の耐震設計で想定する最大の揺れである基準地震動を問題視。また、関電が見直すべきに基準地震動を引き上げてきたことに対しても、「根本的な耐震補強工事がなされないまま」と批判しました。そのうえで、新規制基準は適合すれば深刻な災害を引き起こす恐れがないと言える厳格な内容ではなく、「住民らが人格権を侵害される具体的危険性が認められる」と結論づけました。関電は再稼働の前提となる新規制基準への適合性審査を原子力規制委員会に申請しており、高浜3、4号機が「適合」したとされる審査審議が決定されています。申し立て人の1人の松田正さん（65）＝坂井市＝は福島の被災者の人たちに思いを寄せ、「この決定が福島の人たちへの、せめてもの励ましになればと思う」と話しました。